

○本委員会は、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき、伝統的工芸品の新規指定や指定内容の変更について、審議を行う。

座長 宮田 亮平 東京藝術大学学長

秋葉 和生 (一財)伝統的工芸品産業振興協会常務理事

黒川 廣子 東京藝術大学大学美術館美術情報研究室 准教授

小山 織 インテリアスタイリスト

棚町 敦子 (株)ハースト婦人画報社美しいキモノ エディトリアル・スーパーバイザー

野坂 雅一 (株)読売新聞東京本社調査研究本部総務

御手洗照子 (有)ティーポット代表取締役

＜伝統的工芸品の指定要件＞

1. 主として日常生活の用に供されるものであること。

2. その製造過程の主要部分が手工業的であること。

3. 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。

※原則として当該工芸品を製造する技術又は技法が100年以上の歴史を有し、今日まで継続していること。

4. 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されているものであること。

※主たる原材料が原則として100年以上継続的に使用されていること。

5. 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又は製造に従事しているものであること。

※原則として当該工芸品が製造される地域において当該工芸品を製造する事業者が10以上又は製造に従事する従事者の数が30人以上存在すること

- 平成26年10月28日に第2回会合を行い、東京都等の「江戸硝子」を新たに伝統的工芸品として指定することについて審議、了承された。平成26年11月26日付けで告示。
- 伝統的工芸品は、現在、全都道府県で**219品目**を指定している。
- また、平成27年5月11日に第3回会合を行い、宮城県の「仙台簞笥」、東京都等の「江戸鼈甲（べっこう）」及び「東京アンチモニー工芸品」の3品目を、新たに伝統的工芸品として指定することについて審議、了承された。平成27年5月25日付けで答申。

1. 江戸硝子

江戸硝子は、明治初めに東京・品川の官営工場（品川硝子製造所）において導入された西洋式硝子製造技術により、東京を中心に産業として発展した工芸品。



2. 仙台簞笥

仙台簞笥は、江戸時代末期以降、仙台藩の地場産業として成長した。木目が浮かび上がる木地呂（きじろ）塗りに、豪華な金属製の飾り金具が施されていることが特徴。



3. 江戸鼈甲（べっこう）

江戸鼈甲は、タイマイの甲羅を原料として、独自の鼈甲の張り合わせ技術を用いた工芸品。江戸期の関東地方においては、盛んに和装品が製造されており、現在では和洋装飾品、眼鏡等が製造されている。



4. 東京アンチモニー工芸品

東京アンチモニーは、鉛・アンチモン・錫の合金であるアンチモニーを原料とした鋳物製品であり、明治初期に東京の地場産業として技術が確立した。繊細な模様や彫刻を活かし、装飾品、賞杯、置物等が製造されている。

